

登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）

落札者決定基準

令和元年6月3日

登別市都市整備部水道室水道グループ

【目 次】

1 落札者決定基準の位置づけ.....	1
2 事業者の選定方法.....	1
3 落札者決定の手順.....	2
3.1 落札者決定手順.....	2
3.2 各審査の内容.....	3
3.3 落札者の決定.....	6

1 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、登別市（以下「市」という。）が、DBM（デザインビルドメンテナンス）方式で行う事業として、登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、落札者候補を決定する方法及び基準を示すものである。

2 事業者の選定方法

優秀提案選定のための審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため学識経験者等により構成される「登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価技術審査委員会」（以下「技術審査委員会」という。）及び本事業に係る要綱に基づき「登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価契約審査委員会」（以下「契約審査委員会」という。）を設置する。技術審査委員会は、入札参加者の提案内容の評価を行い、技術審査委員会の評価結果をもとに契約審査委員会は落札候補者を決定する。

なお、両委員会の委員は、次のとおりであり、本入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が落札者決定前までに、本事業について両委員会の委員に対して直接及び間接を問わず接触を試みた場合は失格とする。

●技術審査委員会

（委員長）国立大学法人 室蘭工業大学 准教授 吉田英樹

（委員）国立大学法人 室蘭工業大学 准教授 安居光國

（委員）公益財団法人 水道技術研究センター 主席研究員 富井正雄

●契約審査委員会

「登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価契約審査委員会設置要綱」に記載のとおりとする。

3 落札者決定の手順

3.1 落札者決定手順

落札者決定までの手順は、図1のとおりである。

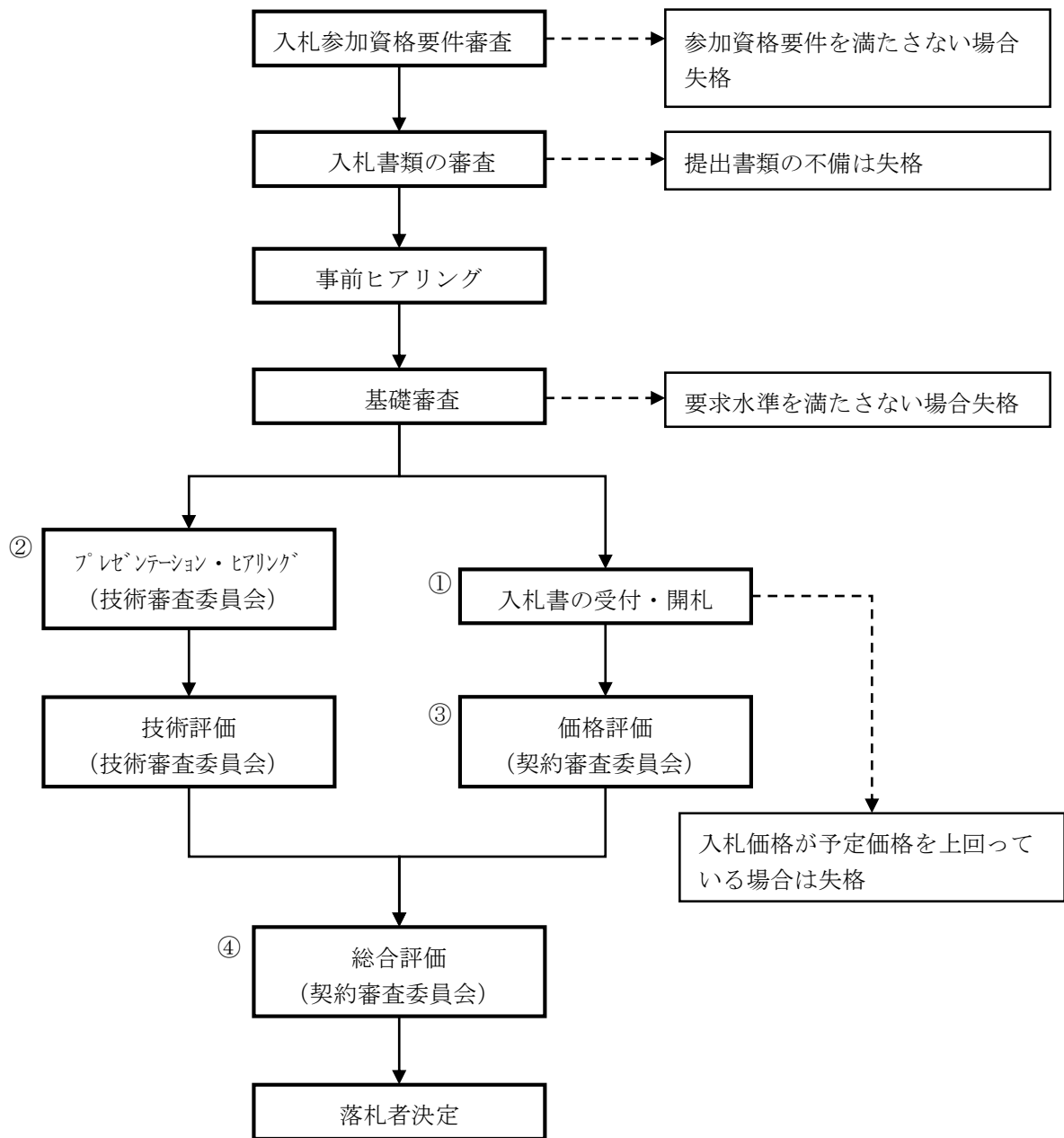


図 1 落札者決定までの手順

3.2 各審査の内容

審査は、入札参加資格要件審査、入札書類の審査、ヒアリング、基礎審査（要求水準書審査）及びプレゼンテーション、技術評価・価格評価の順に実施する。各審査の内容は、次節のとおりである。

3.2.1 入札参加資格要件審査

市は、入札参加者が入札説明書に記載した入札参加資格要件を満たしていることを確認する。入札参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

3.2.2 入札書類の審査

市は、入札参加者に求めた入札書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

3.2.3 ヒアリング

審査にあたり、市が必要と認めた場合、入札参加者に対しヒアリングを実施する。

3.2.4 基礎審査（業務要求水準達成の確認）

市は、入札参加者より提出された技術提案（様式3-1～3-50）の内容に対して、同じく入札参加者より提出された「様式3-51 業務要求水準書セルフチェックリスト」を基に「業務要求水準書」に示した業務要求水準を満たしていることを確認する。なお、業務要求水準を満たしていないと判断した場合は失格とする。

3.2.5 プレゼンテーション

入札参加者は、技術審査委員に対して提案内容の補足説明を行う目的でプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの日時、場所の詳細は事前に市より入札参加者に通知する。

3.2.6 技術評価

（1）評価項目と提案内容

技術審査委員会は、入札参加者が提出した提案内容を評価項目及び配点に基づき、得点化（以下「技術評価点」という。）する。評価項目、評価の視点及び配点を表1に示す。

表 1 評価項目及び評価の視点

評価項目	評価の視点	配点	
1. 技術評価		$\Sigma A \sim E$	800
1-1 事業計画		$A = \Sigma a1 + a2$	50
1-1-1 事業推進の 確実性	本事業の要求水準を理解し、事業を確実に遂行できる計画、体制かどうかを評価する。	a1	30
1-1-2 リスク評価	本事業のリスクを抽出し、抽出したリスクに対する対策の具体性や妥当性を評価する。	a2	20
1-2 設計		$B = \Sigma b1 \sim b4$	420
1-2-1 水処理プラント 設計	浄水処理フローの選定プロセスについて、妥当性を評価する。 使用する薬品の選定やその注入率について、設定方法の妥当性を評価する。 高濁度時の濁度変動に対する対応について具体性、確実性を評価する。 1系列停止時の処理性能を評価する。 排水処理フローの選定プロセスについて妥当性を評価する。	b1	200
1-2-2 電気計装設備 設計	受変電設備、動力設備、自家発電設備等に関する提案内容の妥当性を評価する。 提案された計装設備について計装項目の妥当性や維持管理性の向上に資するかを評価する。 監視設備、制御設備について、確実性や操作性を評価する。	b2	100
1-2-3 土木建築計画	施設の配置は建設予定地の状況を考慮した計画となっているかを評価する。 室内計画は維持管理のしやすさを考慮した計画となっているかを評価する。 経済的な施設計画となっているか水槽部も含めた空 m ³ 及び施設投影面積で杭の費用も評価する。 見学者に配慮した施設計画となっているか評価する。	b3	100
1-2-4 環境への配慮	環境へ配慮した提案となっているか評価する。 地形等を利用し省エネルギーに配慮した施設計画となっているか評価する。	b4	20
1-3 建設		$C = \Sigma c1$	80
1-3-1 施工計画	施工計画が具体的かつ現実的な計画となっているかを評価する。	c1	80
1-4 保守管理		$D = \Sigma d1$	150
1-4-1 保守管理計画	保守点検、修繕計画の提案内容の具体性、妥当性を評価する。 災害時・事故時等の非常時対応について提案内容の具体性、妥当性を評価する。 薬品の調達方法について、提案内容の具体性、妥当性を評価する。(災害時の調達についてはこの項に含む) 薬品洗浄方法の具体性を評価する。 膜交換方法の具体性を評価する。 動力費を含めたライフサイクルコストを評価する。	d1	150

評価項目	評価の視点	配点	
1-5 その他		$E = \sum e1 \sim e3$	100
1-5-1 地域貢献	地域経済、地域貢献へ寄与する提案がなされているか評価する。	e1	80
1-5-2 観光	観光振興に配慮した提案がなされているか評価する。	e2	10
1-5-3 その他	上記項目に無いが、創意工夫し安全、安定、持続につながる提案がなされているか評価する。	e3	10
2. 価格評価		F	200
合計			1000

(2) 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目（a 1～e 3）ごとに以下のとおり5段階の評価を行い、得点化する。

①技術評価点は、小数点第1位以下を四捨五入し一の位までを求める。

例) a 1がB判定の場合

$$30 \times 0.75 = 22.5 \Rightarrow 23 \text{点}$$

②評価項目（a 1～e 3）ごとに技術審査員の点数を平均し、小数点第1位以下を四捨五入し一の位までを求め、合計した点数を入札参加者の技術評価点とする。

③必要に応じて当委員会にて事業実施条件を付加する。

④入札参加者が1者の場合には、提案内容の妥当性を評価する。

表 2 判断基準と得点化法

判断基準	評価	得点化方法
当該審査項目において特に優れている。	A	配点×1.00
当該審査項目において優れている。	B	配点×0.75
当該審査項目において普通である。	C	配点×0.50
要求水準を満たしているが、最低限の水準である。	D	配点×0.25
要求水準を満たしているが、軽微な改善を求める。	E	配点×0.0

3.2.7 価格評価

市は、入札参加者が提出した入札書を開札し、価格評価を行う。入札価格が予定価格を上回っている場合は失格とする。

価格評価点の最高得点は200点とし、以下に示す方式により算出する。価格評価点は、小数点第1位以下を四捨五入し一の位までを求める。

入札価格評価点 = $200 \times \text{入札参加者中の最低入札価格} \div \text{当該入札参加者の入札価格}$

3.2.8 総合評価点の算定

各入札参加者に対して、技術評価点と価格評価点を合計し、総合評価点を算出する。

- ①総合評価点の合計は1,000点満点とする。
- ②技術評価点及び価格評価点の割合は、8：2とする。

3.3 落札者の決定

契約審査委員会が選定する優秀提案の方法は「登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価一般競争入札実施要綱」第5条に定めるとおりとし、契約審査委員会の選定結果を踏まえ、市が優秀提案者を落札者と決定する。

第5条 落札者は、次に掲げるすべての要件を満たす入札参加者のうち、総合評価値の最も高い者とし、契約審査委員会の審議を経た上で管理者が決定するものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 入札参加者が提出した提案書等が、落札者決定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていること。
- 2 前項の規定において、総合評価値の最も高い者が2人以上あるときは、その中で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- 3 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、提案者によるくじ引きにより落札者を決定するものとする。